

報告資料 1

大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例新旧対照表

現行	改正後
<p>(収集又は運搬の禁止等)</p> <p>第 21 条の 2 市長及び市長から委託を受けた者(以下「市長等」という。)以外の者は、家庭廃棄物の一時的集積場所(市長が指定するものに限る。)に排出された廃棄物のうち再利用の可能なものとして規則で定めるものを収集し、又は運搬してはならない。</p> <p>2 市長は、市長等以外の者が前項の規定に違反して、収集し、又は運搬したときは、その者に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができる。</p> <p>第 9 章 罰則</p> <p>第 33 条 第 21 条の 2 第 2 項の規定による命令に違反した者は、20 万円以下の罰金に処する。</p> <p>第 34 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。ただし、目次の改正規定及び本則に 1 章を加える改正規定は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。</p>	<p>(収集又は運搬の禁止等)</p> <p>第 21 条の 2 市長及び市長から委託を受けた者(以下「市長等」という。)以外の者は、家庭廃棄物の一時的集積場所(規則で定める方法により市長が指定するものに限る。)に排出された廃棄物のうち再利用の可能なものとして規則で定めるものを収集し、又は運搬してはならない。</p> <p>2 市長は、市長等以外の者が前項の規定に違反して、収集し、又は運搬したときは、その者に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができる。</p> <p>第 9 章 罰則</p> <p>第 33 条 第 21 条の 2 第 2 項の規定による命令に違反した者は、20 万円以下の罰金に処する。</p> <p>第 34 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。ただし、目次の改正規定及び本則に 1 章を加える改正規定は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。</p>

報告資料2

大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則(平成6年規則第13号)新旧対照表

現行	改正後
<p data-bbox="271 379 965 408">大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則</p> <p data-bbox="837 432 1028 461">平成6年3月23日</p> <p data-bbox="891 485 1028 513">規則第13号</p> <p data-bbox="188 585 846 614"><u>(市長が指定する家庭廃棄物の一時的集積場所の閲覧等)</u></p> <p data-bbox="165 638 1028 805">第5条の2 市長は、<u>条例第21条の2第1項の規定により家庭廃棄物の一時的集積場所の指定をしたときは、その位置を示した図面を作成し、一般の閲覧に供するとともに、当該指定をした家庭廃棄物の一時的集積場所にその旨を表示するものとする。</u></p>	<p data-bbox="1167 379 1861 408">大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則</p> <p data-bbox="1733 432 1924 461">平成6年3月23日</p> <p data-bbox="1787 485 1924 513">規則第13号</p> <p data-bbox="1086 585 1637 614"><u>(市長が指定する家庭廃棄物の一時的集積場所)</u></p> <p data-bbox="1061 638 1924 758">第5条の2 <u>条例第21条の2第1項に規定する家庭廃棄物の一時的集積場所に係る市長の指定は、家庭廃棄物の一時的集積場所のうち再利用の可能な廃棄物の一時的集積場所であるものについて行うものとする。</u></p> <p data-bbox="1061 782 1924 901">2 市長は、<u>前項の指定をしたときは、その位置を示した図面を作成し、一般の閲覧に供するとともに、当該指定をした一時的集積場所にその旨を表示するものとする。</u></p>